

上海市高級人民法院
「本市の知的財産権刑事案件審理の若干の問題
に関する意見」の印刷配布に関する通知

2011年4月26日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

上海市高級人民法院：「本市の知的財産権刑事案件審理の若干の問題
に関する意見」の印刷配布に関する通知

上海市高級人民法院
上海市人民検察院
上海市公安局
上海市司法局
滬高法〔2011〕121号

「本市の知的財産権刑事案件審理の若干の問題に関する意見」の印刷配布に関する通知

市第一、第二中級人民法院、各区、県人民法院、市高級人民法院の関係部門、市人民検察院第一分院、第二分院、各区、県人民検察院、市人民検察院の関係部門、各公安支局、県公安局、市公安局の関係部門、各公安処（局）、各区県司法局、市司法局の関係部門

ここに「本市の知的財産権刑事案件審理の若干の問題に関する意見」を配布する。各位遵守執行されたい。

付属文書：「本市の知的財産権刑事案件審理の若干の問題に関する意見」

2011年4月11日

「本市の知的財産権刑事案件審理の若干の問題に関する意見」

司法による知的財産権の保護を強化し、基層人民法院の知的財産権の裁判廷による知的財産権刑事案件の統一審理の裁判の質と効率をより一層高めるため、「中華人民共和国刑事訴訟法」、「中華人民共和国刑法」、「最高人民法院の『国家知的財産権戦略綱要』の入念な学習及び徹底に関する通知」の精神の要求する所に基づき、本市の実情に照らし、ここに基層人民法院の知的財産権刑事案件審理の関係問題につき本意見を制定する。

一 知的財産権刑事案件の指定管轄範囲

浦東新区人民法院は浦東新区内の第一審の知的財産権刑事案件を管轄する。

閔行区人民法院は閔行区、長寧区、奉賢区内の第一審の知的財産権刑事案件を管轄する。盧湾区人民法院は盧湾区内の第一審の知的財産権刑事案件を管轄する。徐匯区人民法院は徐匯区、松江区、金山区内の第一審の知的財産権刑事案件を管轄する。黄浦区人民法院は黄浦区内の第一審の知的財産権刑事案件を管轄する。普陀区人民法院は普陀区、静安区、嘉定区、青浦区内の第一審の知的財産権刑事案件を管轄する。楊浦区人民法院は楊浦区、虹口区、閘北区、宝山区、崇明県内の第一審の知的財産権刑事案件を管轄する。

二 知的財産権刑事案件の案件受理範囲

基層人民法院の知的財産権裁判廷の受理する知的財産権刑事案件には、登録商標詐称罪、詐称登録商標商品販売罪、登録商標標識不法製造販売罪、特許詐称罪、著作権侵害罪、権利侵害複製品販売罪、営業秘密侵害罪の単一の罪名により公訴又私訴を提起される案件が含まれる。

三 各区、県の人民検察院が審査する知的財産権刑事案件は所在地人民法院に対し公訴を提起する。受理した人民法院が管轄指定されていない場合、案件を受領した翌日（祝休日の場合は順延）に指定された管轄人民法院に移送するものとする。

四 知的財産権刑事案件に対する開廷審理は、安全、便宜の原則に従いことができ、受理を指定された人民法院内で行うことができ、同様に案件の具体的な状況に応じ、特に僻地に関わる案件は、公訴を提起している人民検察院の所在地の人民法院内でも行うことができる。

五 人民法院審判委員会が当該区以外の知的財産権刑事案件を討議する場合、公訴を提起した人民検察院の検察長が列席することができる。

六 知的財産権刑事案件を受理した人民法院が作成した判決文は公訴を提起した人民検察院の名称を明記しなければならず、当該区以外の人民検察院が公訴を提起した場合については、上級人民法院が指定した管轄の内容を明記しなければならない。

七 知的財産権刑事案件の犯罪容疑者又は被告人は立件、捜査する公安機関が拘留する。

八 知的財産権の刑事案件の審理中に関わったその他の問題については、人民法院、人民検察院、公安局、司法局との意思疎通及び協議を強化するものとする。

九 本意見は 2011 年 4 月 26 日から施行し、上海市高級人民法院、上海市人民検察院、上海市公安局、上海市司法局が連署した滬高法〔2009〕309 号「『本市の知的財産権刑事案件審理の若干の問題に関する意見（試行）』の印刷配布に関する通知」は同時に廃止する。

2011 年 4 月 26 日以前に各人民法院がすでに受理した知的財産権刑事案件は、原受理裁判所が結審する。